

広島県告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十八年一月二十八日までの間、縦覧に供する。

平成二十八年一月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

一八五号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
三原市皆美二丁目一八六〇番四地先から 三原市糸崎八丁目一〇六番一地先まで	四七・〇〇〇	一一・〇〇〇	一	六六四八・〇〇	路線延伸 一般国道一号 と重複

一 道路の種類

県道

二 路線名

三原竹原線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
三原市皆美三丁目一四〇〇番一地先から 三原市新倉一丁目一四八番一地先まで	一五・〇〇〇	三四・〇〇〇	一	一、三五五・〇〇	路線延伸 一般国道一号 と重複

一 道路の種類

県道

二 路線名

大草三原線

三 道路の区域

三原市長谷三丁目四六一番一地从先から 三原市新倉一丁目二四八番一地从先まで		区	間
新	旧	新旧 の別	
九・〇〇〃 六四・〇〇	―	(敷地の幅員 メートル)	
三、〇二七・ 〇〇	―	(延長 メートル)	
路線延伸 一般国道一 号 と重複		備 考	